

令和3年度社会福祉法人の指導監査結果報告書

1 指導監査の実施状況

令和3年度（2021年度）における指導監査は、「吹田市社会福祉法人等指導監査要領」及び「令和3年度吹田市社会福祉法人等指導監査実施方針」に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）の運営状況に関して実地指導監査を実施しました。

今年度は、前年度指導監査が延期となった法人を含む10法人を対象として、指導監査を実施する予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一旦延期のうえ、令和3年10月より指導監査を再開し、4法人の監査を実施しました。

なお、残り6法人については、変異株による感染拡大が見込まれたこと、高齢者施設等を運営する法人であることから、今年度の実施を見送りました。

○ 法人に対する指導監査の実施状況

	指導監査実施状況				指導監査実施結果		
	所管法人数 (A)	当年度実施 対象法人数 (B)	実施法人数 (C)	実施率(% (C/B)	文書指摘の あった法人 数	口頭指摘のみ の法人数	指摘のない 法人数
社会福祉法人	30	10	4	25.0	3	1	0

2 指導監査の結果

令和3年度においては、大半の法人が評議員の任期満了を迎えることから、評議員の選任・解任に係る手続きの確認、並びに前回指摘事項の改善状況の確認を重点的に取り組みました。

指摘件数は、下記のとおりです。

令和3年度の指摘件数

監査項目	指摘件数(件)			構成率(%)		
	文書指摘	口頭指摘	全体	文書指摘	口頭指摘	全体
本部運営関係	12	9	21	100.0	75.0	87.5
会計関係	0	3	3	0.0	25.0	12.5
合計	12	12	24	100.0	100.0	100.0

※文書指摘・・・改善のための必要な措置をとるべき旨を、文書により指導すること

※口頭指摘・・・文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に、口頭により指導すること

指摘内容については、本部運営関係では決議省略に関する不備が多く見られるほか、評議員・役員の選任、議長、議事録等に関する不備が見られます。

また、会計関係では、経理規程、計算書類の注記及び附属明細書に不備が見られます。

3 令和3年度指導監査の指摘事項について

(1) 法人本部運営関係について

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	0	0.0%
2 評議員・評議員会について	5	41.7%
3 理事について	0	0.0%
4 監事について	0	0.0%
5 理事会について	6	50.0%
6 役員等の報酬について	1	8.3%
7 人事、資産管理について	0	0.0%
8 その他	0	0.0%
合計	12	100%

特に、決議の省略を行った場合における手続きや議事録の記載内容の不備がある事例が多く確認されました。

決議の省略を行い、決議があったとみなされるために、理事会においては理事全員の同意の意思表示を示す書面及び監事全員が異議を述べていないことを示す書面を徴取し、評議員会においては、評議員全員の同意の意思表示を示す書面を徴取するように指導しています。

また、決議の省略を行った場合の議事録においては、決議があったとみなされた事項の内容、当該事項の提案をした者の氏名、決議があったとみなされた日及び議事録作成に係る職務を行った者の氏名について記載するように指導しています。

法人本部運営に関する文書指摘事項の主な内容は以下のとおりです。

1 定款について

- 令和3年度において、指摘はありませんでした。

2 評議員・評議員会について

- 定款に規定がないにも関わらず、評議員会で議事録署名人が選任され、署名を行っている事例（1件）
- 評議員会の議事録において、議事録作成者を明記していない事例（1件）
- 評議員会の議事録について、決議の省略を行った場合において、記載方法に不備がある

事例（1件）

- ・ 評議員会において、書面により議決権を行使している事例（1件）
- ・ 評議員会の決議において、特別の利害関係を有する理事・評議員が含まれていないかを確認していない事例（1件）

3 理事について

- ・ 令和3年度において、指摘はありませんでした。

4 監事について

- ・ 令和3年度において、指摘はありませんでした。

5 理事会について

- ・ 理事会において、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定について、決議が行われていない事例（1件）
- ・ 理事会の決議があったとみなされる場合（決議の省略）において、理事全員（理事長を含む）の同意の意思表示を示す書面及び監事が異議を述べていないことを示す書類が一部、見当たらない事例（2件）
- ・ 理事会の議事録について、決議の省略を行った場合において、記載方法に不備がある事例（1件）
- ・ 理事会において、書面により議決権を行使している事例（1件）
- ・ 理事会の決議において、特別の利害関係を有する理事・評議員が含まれていないかを確認していない事例（1件）

6 役員等の報酬について

- ・ 役員等報酬規程において、報酬の支給方法（支給の時期や手段）について規定していない事例（1件）

7 人事、資産管理について

- ・ 令和3年度において、指摘はありませんでした。

8 その他

- ・ 令和3年度において、指摘はありませんでした。

(2) 本部会計関係について

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	0	—
2 会計事務について	0	—
3 資産管理について	0	—
4 決算関係書類について	0	—
5 その他（寄附金の取扱い等）	0	—
合計	0	—

計算書類の注記及び附属明細書に不備がある事例及び経理規程における勘定科目別表について、実態と相違している事例が確認されました。

社会福祉法人会計基準や各法人で定めている経理規程に則り、適切な会計事務を行うよう指導しています。

なお、本部会計に関する文書指摘事項はありませんでした。